

「危険物の危険性評価及び判定基準等について」の一部改正について

令和4年11月
航空局安全部安全政策課

1. 改正の背景

航空機を用いた爆発物等の輸送については、国際民間航空条約附属書第18及びこれに係る危険物の航空安全輸送に関する技術指針(以下「ICAO-TI」という。)に準拠して、航空法(昭和27年法律第231号)第86条第1項において原則禁止している。一方、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第194条第1項第9号並びに同条第2項第1号、第3号及び第4号に基づき、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」(平成13年国土交通省告示第1094号)において、輸送が許容される爆発物等及び当該物件の輸送の技術上の基準等を定めており、当該基準を満たしたものについては輸送可能となっている。

今般、国際民間航空機関の理事会において、腐食性物質の等級決定に係る基準の明確化を目的としたICAO-TIの改訂案が承認され、令和5年1月1日に発効されることから、これに準拠して、「危険物の危険性評価及び判定基準等について」(令和2年12月28日国空航第2826号)について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1)腐食性物質の等級の決定に際し、等級2又は3の区別ができない場合及び試験結果により等級の区別ができない場合の判定基準を追加。
- (2)その他、所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布:令和4年12月下旬

施行:令和5年1月1日